

屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第1	保 安 距 離	令16-1-1
----	---------	---------

1 保安距離

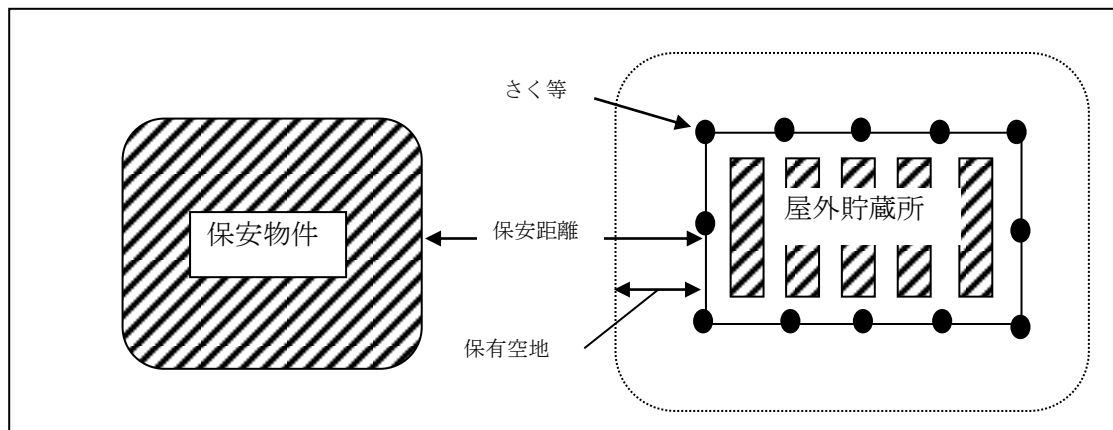
屋外貯蔵所のうち危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次の各号のとおりとする。

屋外貯蔵所の位置は、政令第9条第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。
(政令第16条第1項第1号)

2 留意事項

- (1) 保安距離は、当該貯蔵所に設けられるさく等から保安物件の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の水平距離をいう。
(**)
- (2) 保安距離については、別記3 [保安距離] によること。

保安距離の測定例



第2	設 置 場 所	令16-1-2
----	---------	---------

1 設置場所

屋外貯蔵所は、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設置すること。

(政令第16条第1項第2号)

2 留意事項

- (1) 屋外貯蔵所においては、危険物は容器に収納された状態で貯蔵され、取り扱われることから、これら容器の腐食、劣化を防止するとともに万一容器から漏えいした場合に危険物が他の場所に拡大し、被害を及ぼさないようにするため、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設置することとされている。 (**)
- (2) 「湿潤でなく、かつ、排水のよい」とは、屋外貯蔵所の地盤面をコンクリート打ち等とし、かつ、排水溝及び油分離装置を設ける等、漏れた危険物が他の場所へ流出しない措置を講じたものとする。 (***)
- (3) 複数の屋外貯蔵所を設ける場合にあっては、油分離装置は位置、機能等が適切であると認められる場合に限り、兼用することができる。 (***)

地盤面をコンクリート舗装した例



第3	区	画	令16-1-3
----	---	---	---------

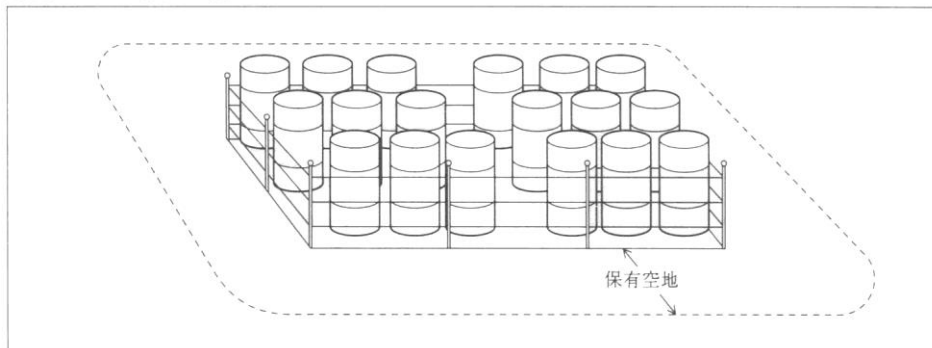
1 区画

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。
(政令第16条第1項第3号)

2 留意事項

「さく等を設けて明確に区画する」とは、さくを設けるか又は、周囲に排水溝（耐久性を有するライン等を含む。）を設けたものをいう。 (***)

周囲にさくを設けた例



第4	保 有 空 地	令 16-1-4
----	---------	----------

1 保有空地

第3号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令（規則第16条）で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

（政令第16条第1項第4号抜粋）

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵所	3 m以上
指定数量の倍数が10以下を超え20以下の屋外貯蔵所	6 m以上
指定数量の倍数が20以下を超え50以下の屋外貯蔵所	10 m以上
指定数量の倍数が50以下を超え200以下の屋外貯蔵所	20 m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	30 m以上

2 基準の特例

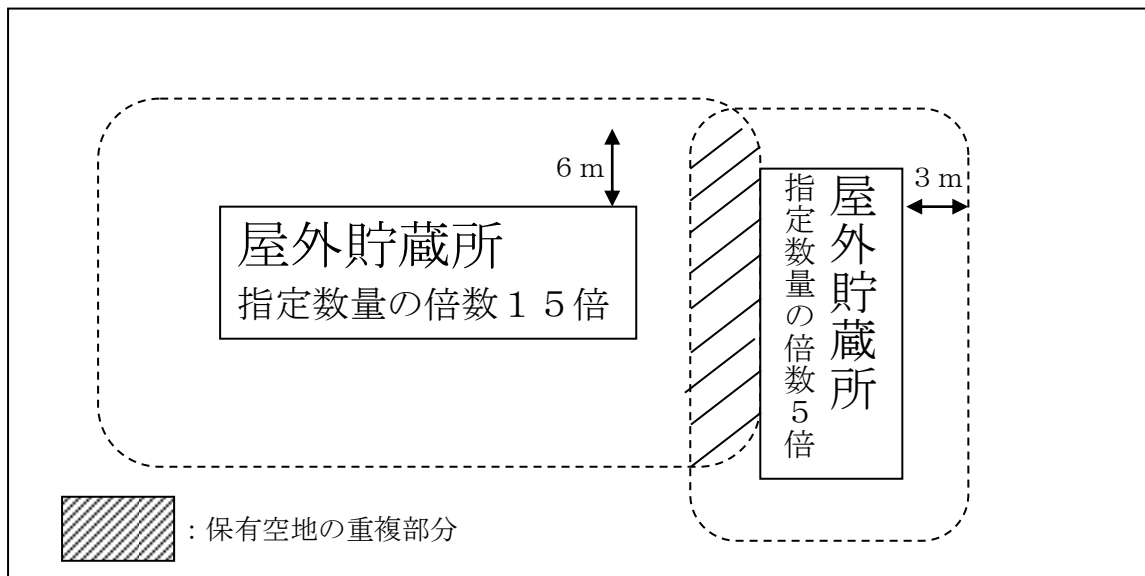
政令第16条第1項第4号ただし書の規定により、硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ずることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が上表に定める空地の幅の3分の1を保有することができる範囲までとする。

（規則第16条抜粋）

3 留意事項

- (1) 2以上の屋外貯蔵所を隣接して設置する場合の保有空地については、大なる方を確保すること。 （**）
- (2) 保有空地内の植栽については、別記5「保有空地内の植栽」によること。

保有空地の取り方の例



第5	標 識 ・ 掲 示 板	令16-1-5
----	-------------	---------

1 標識・掲示板

屋外貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵所である旨を表示した標識（規則第17条）及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板（規則第18条）を設けること。
（政令第16条第1項第5号）

なお、標識・掲示板については、別記6〔標識・掲示板〕によること。

第6	架	台	令16-1-6
----	---	---	---------

1 架台

屋外貯蔵所に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令（規則第24条の10）で定めるところによるものであること。（政令第16条第1項第6号）

2 架台の基準

政令第16条第1項第6号の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。（規則第24条の10）

- (1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な地盤面に固定すること。
（規則第24条の10第1項第1号）
- (2) 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、風荷重、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
（規則第24条の10第1項第2号）
- (3) 架台の高さは、6m未満とすること。
（規則第24条の10第1項第3号）
- (4) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。
（規則第24条の10第1項第4号）

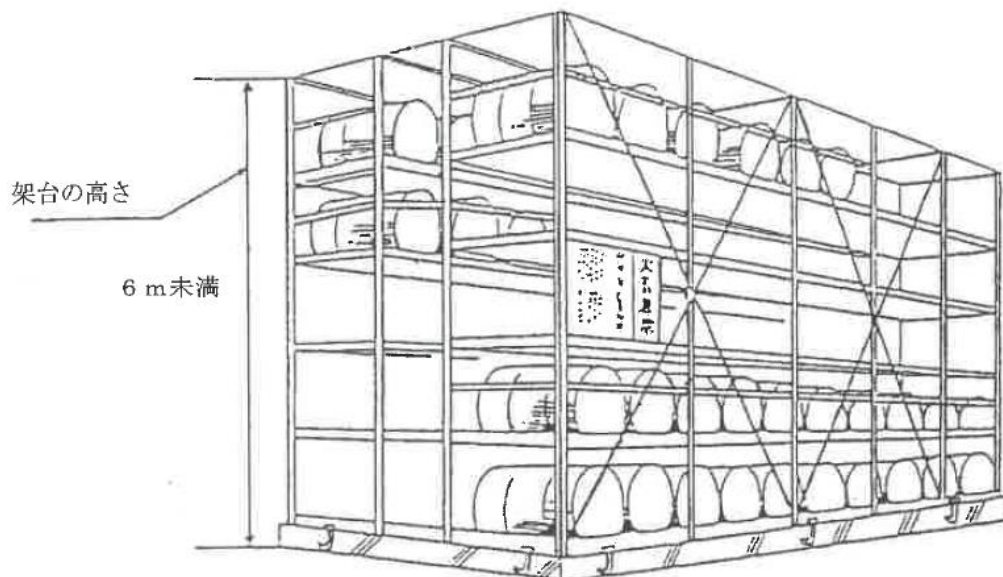
「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできたさく等を設けることをいう。

（平成元年7月4日付消防危第64号）

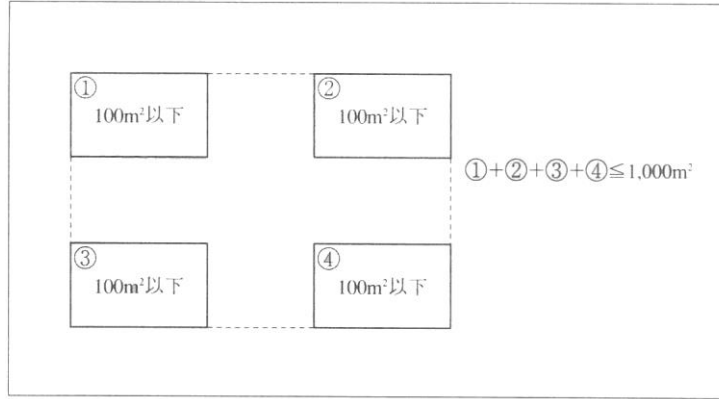
3 架台の耐震対策

架台の耐震対策については、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日付消防危第125号）中の第3「屋内貯蔵所に関する事項」によること。

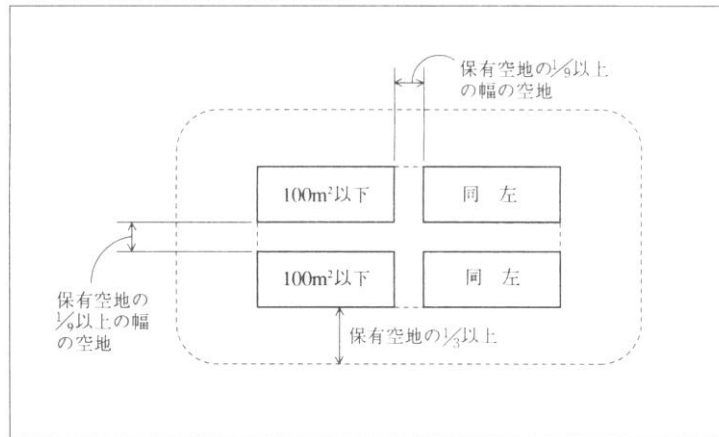
架台を用いた屋外貯蔵所の例



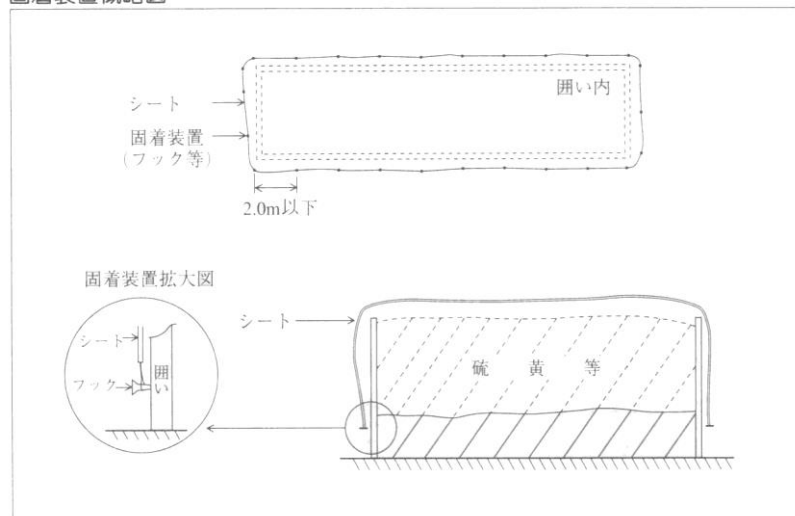
さく等の例



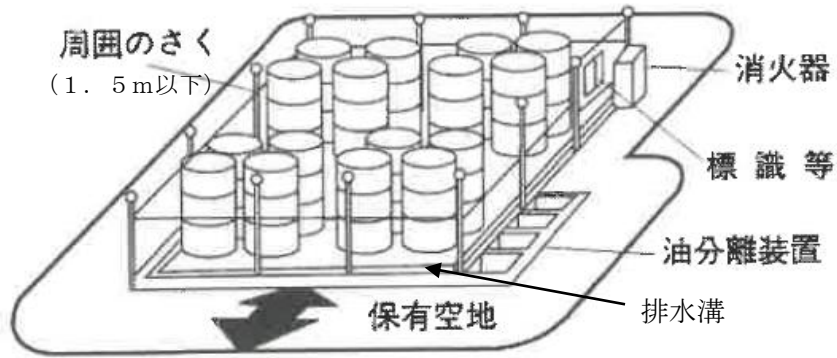
囲い相互の間隔及び保有空地の例



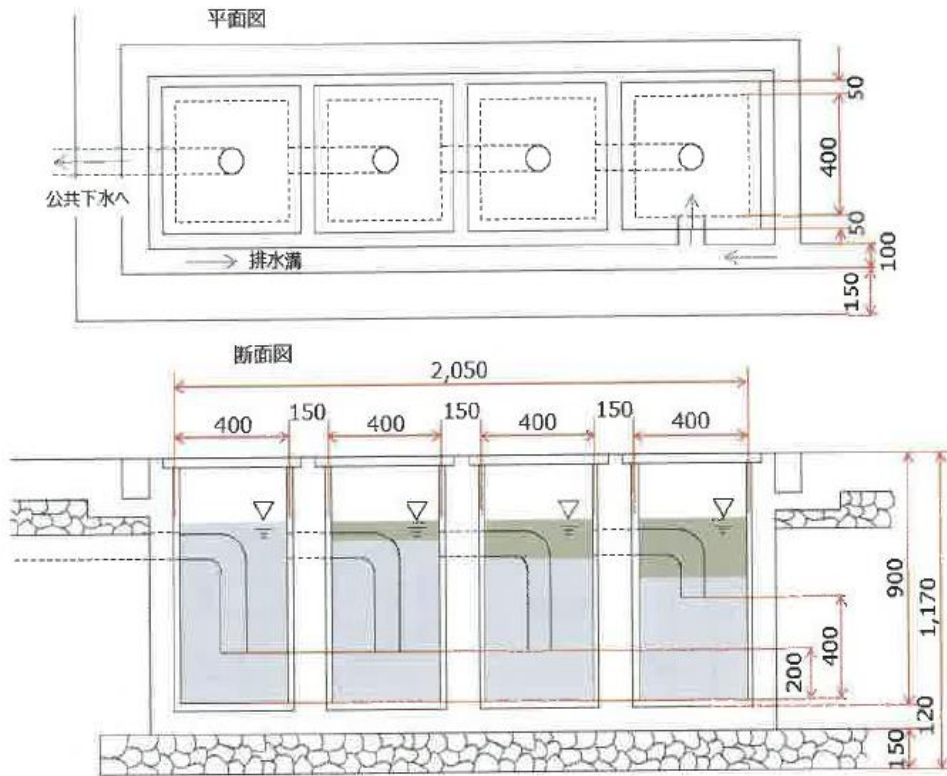
固着装置概略図



囲いの設置例及び分離槽の例



分離槽の構造例



第7	塊状硫黄等に係る屋外貯蔵所	令16-2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6
-----------	----------------------	--

1 塊状硫黄等に係る屋外貯蔵所

屋外貯蔵所のうち塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもの（1項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、1項各号の規定によるほか、次のとおりとする。（政令第16条第2項抜粋）

- (1) 一の囲いの内側の面積は、100㎡以下であること。（政令第16条第2項1号）
- (2) 二以上の囲いを設ける場合にあっては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積は1,000㎡以下とし、かつ、隣接する囲いと囲いとの間隔を前項第4号の規定により当該屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされる空地の幅の3分の1以上とすること。（政令第16条第2項2号）
- (3) 囲いは不燃材料で造るとともに、硫黄等が漏れない構造とすること。（政令第16条第2項3号）
- (4) 囲いの高さは、1.5m以下とすること。（政令第16条第2項4号）
- (5) 囲いには、硫黄等のあふれ又は飛散を防止するためのシートを固着する装置を設けること。（政令第16条第2項5号）
「シートを固着する装置」は、囲いの長さ2mごとに1個以上設けなければならない。（規則第24の11）
- (6) 硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び分離槽を設けること。（政令第16条第2項6号）

2 留意事項

- (1) 塊状の硫黄等は、容器に貯蔵せず「バラ積み」の形態で貯蔵することができるということをも定めたものであり、第1項各号の規定が適用されるが、第3号（さく）の適用については、囲いをもってこれに代えることができる。
（昭和54年7月30日付消防危第80号）
- (2) 囲いの相互間は、第1項第4号ただし書きにより硫黄等の屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされている空地の幅の更に3分の1、即ち同号の表の9分の1以上の幅の空地を保有すべきこととされている。（**）
- (3) 囲いは、塊状の硫黄等が直接接触れるものであるから不燃材料で造るとともに、囲いの面から硫黄等が漏れる構造のものであってはならず、また、その高さは、日常の保守管理及び火災時の消火活動等を考慮して、1.5m以下にしなければならないこととされている。
- (4) シートは、難燃性のものを使用すること。（**）

第 8	高 引 火 点 危 険 物 の 屋 外 貯 蔵 所	令 16-3
-----	---------------------------	--------

1 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、総務省令（規則第 24 条の 1 2）で、第 1 項に掲げる基準の特例を定めることができる。

（政令第 16 条第 3 項）

2 特例基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の第 1 項に掲げる基準の特例は、次によることとし、政令第 16 条第 1 項第 1 号（保安距離）及び第 4 号（保有空地）の規定は適用しない。
（規則第 24 条の 1 2 第 1 項、第 2 項抜粋）

(1) 屋外貯蔵所の位置は、規則第 13 条の 6 第 3 項第 1 号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例によるものであること。
（規則第 24 条の 1 2 第 2 項第 1 号）

なお、特例の内容については、高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設及び高圧電線に係る保安距離は適用されないものであること。

(2) 政令第 16 条第 1 項第 3 号のさく等の周囲には、下表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。
（規則第 24 条の 1 2 第 2 項第 2 号）

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 m 以 上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 m 以 上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10 m 以 上

第 9	特 例 の 屋 外 貯 蔵 所	令 16-4
-----	-----------------	--------

1 特例の屋外貯蔵所

下記 2 の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、第 1 項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

(政令第 16 条第 4 項)

2 特例を定めることができる危険物

- (1) 第 2 類・・・引火性固体（引火点が 0℃以上 21℃未満）
- (2) 第 4 類・・・第 1 石油類（引火点が 0℃以上）、アルコール類

3 特例基準

- (1) 引火性固体、第 1 石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所
・・・当該危険物を適温に保つための散水設備等を設置すること。
- (2) ア 第 1 石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲
・・・排水溝及び貯留設備を設置すること。
イ 第 1 石油類（水に溶けないものに限る。）を貯蔵し、又は取り扱う場合
・・・貯留設備に油分離装置を設けること。
- (3) 指定数量の倍数に応じた消火設備を設置すること。
ア 指定数量の倍数が 100 倍以上・・・著しく消火困難な屋外貯蔵所
消火設備・・・第 1 種、第 2 種又は第 3 種並びに第 4 種及び第 5 種
イ 指定数量の倍数が 10 倍以上 100 倍未満・・・消火困難な屋外貯蔵所
消火設備・・・第 4 種及び第 5 種

(規則第 24 条の 13、第 33 条第 1 項第 5 号、第 34 条第 1 項第 4 号)

4 危険物を適温に保つための散水設備等の運用

- (1) 散水設備
危険物を貯蔵した容器に有効に散水できるドレンチャー、スプリンクラー設備又はこれらと同等のものとする。
- (2) 水 源
上水道を利用しても可能とするが、常時散水可能なものであること。
その能力については、貯蔵容器に均等に散水できる能力を有していること。
- (3) 適温に保つための設備
自動温度調節器（危険物を貯蔵している容器と同様、同条件の容器内の水が所定の温度に達した場合、弁が開となり自動的に散水し、所定の温度以下に下がった場合、弁が閉となり、散水が停止するもの等）又は、手動バルブとすること。
適温とは・・・貯蔵危険物に応じた温度又は 55 度以下の温度。

(平成 14 年 2 月 21 日 堺消本危第 133 号) (***)

第10	危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所	通 達
-----	---------------------------	-----

1 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、平成10年3月27日消防危第36号「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」によること。

2 屋外貯蔵所に貯蔵することができるタンクコンテナ

貯蔵することができるコンテナの種類は次のとおりである。

- (1) 積載式移動タンク貯蔵所の貯蔵タンク
(令第15条第2項)
- (2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナ
(平成4年6月18日付 消防危第53号通知)

3 タンクコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵する場合の位置、構造、設備の基準

(1) 位置、構造、設備の基準

① タンクコンテナのみを貯蔵する場合

ア 危険物……………屋外貯蔵所で貯蔵または取り扱えるもの（令第2条第1項第7号）に限る。（P. 103 1(2)⑦ 参照）

イ 保有空地……………従来の基準（令第16条第1項第4号）は、令23条を適用し、次のとおりとする。

(ア) 高引火点危険物のみの場合

区 分	空 地 幅
200倍以下	3m以上
200倍超	5m以上

(イ) (ア) 以外の場合

区 分	空 地 幅
50倍以下	3m以上
50倍超200倍以下	6m以上
200倍超	10m以上

ウ 硫黄等の基準（令第16条第2項）は除く。

② タンクコンテナと容器の危険物を同時に貯蔵する場合

保有空地

下記AとBを比較し、大なるほうを保有すること。

A・・・従来の基準

令第16条第1項第4号

規則第24条の12第2項第2号・・・高引火点

B・・・①イ(ア)か(イ)の基準

4 タンクコンテナを屋外貯蔵所で貯蔵、取扱う場合の基準

(1) 従来によるもの

令第24条

令第25条

令第26条第1項第1号、第1号の2、第6号の2、第11号、第11号の3

※「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えること。

(2) (1) 以外で追加される基準

① タンクコンテナ相互間・・・漏れ等の点検ができる間隔を保つこと

② タンクコンテナの積み重ね・・・ア. 2段までとすること。

イ. 地盤面から上段のコンテナ頂部までの
高さは6m未満とすること。

ウ. 箱枠のコンテナは積み重ねないこと。

③ ア. タンクコンテナで危険物の払い出し、受け入れは行わないこと。

イ. マンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。

④ タンクコンテナ、安全装置、付属配管

さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起こらないようにすること。

⑤ コンテナと容器を同一場所で貯蔵する場合

ア. それぞれ取りまとめて貯蔵すること。

イ. 相互に1m以上の間隔を保つこと。

ウ. コンテナを積み重ねる場合

コンテナと容器との間に、積み重ねたコンテナの高さ（地盤面から上部のコンテナ頂部まで）以上の間隔を保つこと。

第 11	危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所	通 達
------	---------------------------	-----

1 危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

危険物をドライコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、第 6 編資料編の令和 4 年 1 2 月 1 3 日消防危第 2 8 3 号「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」によること。

第 12	蓄電池設備により危険物を貯蔵する屋外貯蔵所の設置における特例基準	
------	----------------------------------	--

1 蓄電池設備により危険物を貯蔵する屋外貯蔵所

蓄電池設備により危険物を貯蔵する屋外貯蔵所の設置において、当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準が次の(1)及び(2)の要件を満たす場合、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第23条の規定を適用し、政令第16条第1項第1号及び第4号の規定については、適用しないこととして差し支えない。

- (1) 蓄電池設備は、キュービクル式とするとともに、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第68条の2の3に定める基準に適合すること。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に設けるさく等の周囲には、幅3 m以上の空地进行を保有すること。

（令和7年7月30日消防危第181号質疑 問1）